平成３０年（フ）第１８０号
相模原市緑区相原２丁目３番16号
債務者　宮本　貴博
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１８６号
相模原市中央区上矢部１丁目10番31号
債務者　山口　遥
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第１９０号
神奈川県座間市座間１丁目4227番地の８　エステートピア菊池201号
債務者　竹歳　聡子
成年後見人　齋藤　守
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成３０年（フ）第４９９号
名古屋市西区中沼町235番地　平田荘９棟807号
債務者　安永カツ子
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第５１０号
名古屋市港区当知１丁目1506番地　ハーバーグランドハイツ杉浦302号、従前の住所名古屋市港区明正１丁目288番地　シェモア明正Ⅱ106号
債務者　加藤アナリンこと　ＫＡＴＯ　ＡＮＡＬＹＮ　ＤＥＬＡ　ＰＥＮＡ
1　決定年月日時　平成30年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１７９３号
大阪府枚方市出口１丁目17番１―105号
債務者　太田　恵美
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８７７号
大阪府守口市北斗町１番６―102号
債務者　九十九光三
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１８７８号
大阪府寝屋川市高柳１丁目２番25―407号
債務者　木村　智子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３号
大分県速見郡日出町大字川崎4984番地　青津山住宅Ａ－５－19
債務者　早水　一生
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月19日午前10時30分
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成３０年（フ）第６３５号
横浜市南区宮元町３丁目44番地　ヨコハマＭ＆Ｍビル508号室
債務者　飯島　大樹
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６５４号
横浜市青葉区もみの木台１番地５　カーサビアンカ103
債務者　大塚　美香
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第６９０号
神奈川県茅ヶ崎市南湖３丁目２番５号
債務者　平海　君子
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第９８９号
横浜市神奈川区七島町157番地14　博雅ハイツＦ号
債務者　金城　辰悦
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１００２号
横浜市金沢区並木１丁目10番７―102号
債務者　北村　佐絵
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４２号
長崎県佐世保市春日町31番20号
債務者　矢ケ部　緑
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成３０年（フ）第５２号
長崎県佐世保市もみじが丘町43番地　県住Ａ棟302号
債務者　村上　美樹
1　決定年月日時　平成30年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係